

5月31日までに緊急事態宣言が解除された場合

幼稚園、小中学校における教育活動の再開等（6月1日以降）について

港区教育委員会は、新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けて、令和2年5月31日（日）まで全ての幼稚園、小中学校を臨時休業としています。

今後、国の緊急事態宣言や都の緊急事態措置が解除された場合は6月1日（月）から学校を段階的に再開します。ただし、現時点の判断であり、今後の状況により変更することもあります。

つきましては、学校再開に向けての概要を下記のとおりとします。

記

感染症対策を講じた上で以下のとおり、段階的に学校を再開します。

なお、感染症予防のために保護者が幼児・児童・生徒等を登校（登園）させなかった場合は、欠席扱いとせず家庭学習を支援します。

- 1 幼稚園は、6月1日（月）に始業式、2日（火）に入園式を行い、3日（水）から分散登園を行います。
- 2 小学校は、6月1日（月）から分散登校を行います。
- 3 中学校は、6月1日（月）に入学式、2日（火）から分散登校を行います。
- 4 小中学校は、7月1日（水）からは通常の登校とします。幼稚園は、7月末日まで午前保育とします。
- 5 授業時数を確保するため、夏季休業期間を8月1日（土）から8月24日（月）までの約3週間程度に短縮します。（通常は7月21日（火）から8月31日（月））
- 6 学校再開にあたっては、以下の方針に基づいた対応を行います。

学校再開の方針

- (1) 幼稚園では、7月末日まで、昼食（弁当）を行わずに教育活動を行います。
- (2) 小中学校では、6月8日（月）から給食を開始し、30日（火）まで分散登校により教育活動を行います。6月中は、土曜授業を行いません。
- (3) 幼稚園の入園式、中学校の入学式は、参加者のマスク着用や時間短縮、参加者の限定等、感染症予防対策を講じた上で開催します。
- (4) 幼児・児童・生徒に毎朝、自宅で検温してから登園・登校すること及び手洗いを励行し、マスクを着用するよう指導を徹底します。
- (5) 登園・登校時に集合住宅等のエレベーター内において、3密の状態になることを避けるために、学校の実態に応じて、登校時刻をずらすなどの工夫をします。
- (6) 学校の授業時には、当面、机・椅子の距離をあけて座席を配置する工夫をします。
- (7) 学校再開当初の生活は、幼児・児童・生徒に生活のきまりを定着させるほか、学級の人間関係を構築する上で、重要な期間であることを踏まえた指導を行います。
- (8) 学級担任や養護教諭等を中心とした教職員が、きめ細かな健康観察を行うとともに、児童・生徒等の状況をアンケートなどで把握し、不安や悩みを抱えている場合は、教員による相談の実施やスクールカウンセラーによる支援など、適切な対応を行います。
- (9) 感染症予防対策として3密を避ける必要があることから、学校行事の開催を見直します。